



4月10日(日)は

埼玉県議会議員一般選挙の投票日です

投票時間は 午前7時～午後8時

問／選挙管理委員会事務局
内2412 ☎463-2444

朝霞市で投票できる方は

この選挙で投票できる方は、平成3年4月11日までに生まれた方で、平成22年12月31日までに朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方は

平成23年3月16日以降に転居届出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。(郵送する投票所入場券に記載してある投票所です)。

県内へ転出された方は

朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、平成23年1月1日以降に埼玉県内のほかの市区町村に転出(1回に限る)した方は、朝霞市で投票することができません。なお、投票する際は、転出先の市区町村長発行の引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要になりますので、あらかじめご用意ください。

県内から転入された方は

埼玉県内のほかの市区町村

の選挙人名簿に登録されている方で、平成23年1月1日以降に朝霞市に転入届出をして、引き続き投票日まで居住している方は、前住所の市区町村の投票所で投票することができます。投票する際は、現在も引き続き県内(朝霞市)に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要になりますので、あらかじめご用意ください。

投票所入場券のはがきを郵送します

入場券は世帯ごとに圧着はがきで郵送します。はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。

- ①はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。
- ②はがきが湿っているときは、開封する前に十分に乾かしてから正しいねいにはがしてください。
- ③投票するときは、あらかじめ入場券を切り離して、各自投票所に持参してください。
- ④万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿の登録が確認できれば投票できます。

※今回の選挙から、投票区お

よび投票所を一部変更していただきますので、入場券に記載している投票所をご確認のうえ、お間違えのないようにご注意ください。

※入場券は、告示日以降に発送します。あて先不明などで届かないことのないよう、門や玄関には同居者を含めた表札を付けていただくようお願いいたします。それでも届かない場合(住所移転など)や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時／4月1日(金) 午前8時30分～午後5時
縦覧場所／朝霞市選挙管理委員会事務局(市役所別館4階45番窓口)

選挙公報は新聞に折り込みます

折り込み新聞名／朝日、読売、毎日、産経、日本経済、埼玉、東京新聞の7紙(4月6日(水)ころまでに実施)

※そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。なお、選挙公報を入手しづらい方は選挙管理委員会事務局までご連絡ください。4月6日(水)以降にお届けします。

点字投票・代理投票もできます

目のご不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は、投票所の係員にお申し出ください。

開票は即日開票です

日時／4月10日(日) 午後9時

会場／総合体育館

参観人／定員100人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

投票速報サービスをご利用ください

埼玉県ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/senkan/>
市ホームページ
(パソコン) <http://www.city.asaka.saitama.jp>
(携帯電話) <http://www.city.asaka.saitama.jp/mobile/>



QRコード

期日前投票・不在者投票をするには

選挙期日（投票日当日）、次のような理由で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ① 仕事をしている、親族の冠婚葬祭を行う。
- ② レジャーなどの私用で投票区内にいない。
- ③ 病气やケガ、妊娠などで歩くことが困難な場合。
- ④ 引越などで、ほかの市区町村に住んでいる。

公民館臨時休館のお知らせ

埼玉県議会議員一般選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	4月9日(土)	4月10日(日)
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		

※4月11日(月)は、東・西朝霞公民館が通常の休館です。

別表1 期日前投票場所・期間・時間等

投票場所	投票期間	投票時間等
朝霞市役所〔別館5階第5会議室〕 ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	4月2日(土)	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所〔西弁財1-9-26〕 ※お車でのご来場はご遠慮ください。	4月9日(土)	午前9時30分～午後7時30分 ※市役所と時間が異なりますので、ご注意ください。

※土・日曜日にも投票できます。

期日前投票をする場合

入場券を持参し、市役所または朝霞台出張所にお越しください。

※投票期間等は別表1をご確認ください。

不在者投票をする場合

不在者投票をする場合には、次の方法があります。

- ① 指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に在所している場合には、その施設で不在者投票をすることができま。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つづじの郷、グリーンビレッジ朝霞の8か所です。

② 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

ほかの市区町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

※4月1日(金)前でもできます。

③ 郵便で投票する方法

規定以上の障害（※別表2

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証保持者	要介護5	

・3参照）がある方もしくは「要介護5」の介護保険被保険者証を持っている方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

※郵便等投票証明書をお持ち

でない場合は、あらかじめ申し、証明書の交付を受けておく必要があります。※手続き等の詳細は、お問い合わせください。

請求期限／4月6日(水) 午後5時

別表3 郵便等による不在者投票（代理記載）の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症